

困難な状況におかれている学生等が利用可能な主な制度等（4月14日時点）

◆修学支援関係

● 高等教育の修学支援新制度 【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】

概要：留学生を除く学部生を対象とし、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用（春・秋）に申込みことができます。対象となりそうかどうかは、進学資金シミュレーター（<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>）で確認することができます。

申込時期：在学採用（春の申込期限は令和3年5月7日）

家計急変による採用（随時）

注）在学採用について、学務情報システムでも案内しています。

申込先：学生課学生支援係（大学を通じて日本学生支援機構に申込を行います）

問合先：給付型奨学金 学生課学生支援係（日本学生支援機構 奨学金相談センター TEL 0570-666-301）

授業料減免 学生課学生支援係

※授業料減免については、給付型奨学金の支援区分と共通です。

※文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

※大学HP <https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/fees/support/>

● 日本学生支援機構の貸与型奨学金 【幅広い世帯の方】

概要：日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、在学採用に申込みことができます。第一種奨学金（無利子）は、学部生は月額2～5.1万円（自宅・自宅外）、大学院生は月額5～12.2万円（修士課程・博士課程）から貸与金額を選択できます。

第二種奨学金（有利子）は、学部生は月額2～12万円、大学院生は月額5～15万円から貸与金額を選択できます。（参考）令和3年3月貸与終了者の貸与利率：[利率見直し方式]0.004%、[利率固定方式]0.268%

高等教育の修学支援新制度よりも幅広い所得の世帯の方が対象となり、対象となるかどうかの見込みは、進学資金シミュレーター（<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>）で確認することができます。なお、入学時に、希望により入学後第一回目の振込時にまとまった金額（10万円～50万円）の貸与（入学時特別増額）を申請することもできます。

申込時期：在学採用（第一種・第二種いずれも申込期限は、学部生は令和3年5月7日、大学院生は4月21日。ただし、第二種は日本学生支援機構の予算枠により秋募集を実施）

家計急変による採用（第一種・第二種のいずれも随時）

注）在学採用について、学務情報システムでも案内しています。

申込先：学生課学生支援係 （大学を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

問合せ先：学生課学生支援係 （日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）

※文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

※大学HP <https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/fees/jasso/>

● 有利子奨学金の貸与期間延長 【卒業予定期を超えて在学している方】

概要：日本学生支援機構の奨学金は、通常、卒業予定期を超えて在学している人（過去の休学によるものは除く）は申込できませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対する緊急対応として、第二種奨学金（有利子）に特例的に申し込むことができます。

申込時期：学部生は令和3年5月7日、大学院生は4月21日。

申込先：学生課学生支援係 （大学を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

問合せ先：学生課学生支援係 （日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）

注）学務情報システムでも案内しています。

● 休学中の者への有利子奨学金の継続貸与 【休学中にボランティア活動等に参加する方】

概要：日本学生支援機構の奨学金は、通常、休学期間中は奨学金の貸与は休止となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を機に、大学を休学してボランティア活動に参加する等（学びの複線化）の活動を行っている学生又は行う予定の学生が特例的に休学中も第二種奨学金（有利子）の貸与を受けることができるものです。

申込時期：学部生は令和3年5月7日、大学院生は4月21日。

申込先：学生課学生支援係 （大学を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

問合せ先：学生課学生支援係 （日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）

注）学務情報システムでも案内しています。

● 本学独自の授業料減免

本学HP (<https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/fees/reduction/>) や学務情報システムで案内しています。

申込期限：前期分は4月12日。（後期分は9月上旬頃に案内予定）

問合せ先：学生課学生支援係

● 名古屋市立大学新型コロナウイルス感染症に係る貸付金

新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に窮迫している学生に対し、国等の各種経済的支援制度から支援を受けるまでの間の資金を一時的に無利子で貸付します。1人1回限りで、10万円を限度とし、貸付を受けた翌日から4か月以内に返済していただく必要があります。

問合せ先：学生課学生支援係

● 奨学金【自治体・財団等の民間、学部・研究科など】

概要：自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。

民間の奨学金についても、大学を通じて募集があったものについては学務情報システムで案内しています。財団などへ直接申し込んでいただくものもあります。（こうした支援については、日本学生支援機構のHPでも一部紹介しています。）

また、本学医学部・看護学部・医学研究科は独自の奨学金制度があります。

※日本学生支援機構HP

https://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html

問合せ先：学生課学生支援係、自治体の窓口

※特定の学部・研究科を対象とした奨学金制度については各学部・研究科の事務室へお問い合わせください。

学生課学生支援係 奨学金・授業料減免担当

TEL：052-872-5042, 5068

Email：scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp

窓口受付時間：8：45～17：15（土・日・祝日を除く）

〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 <滝子（山の畑）キャンパス3号館1階

◆ 上記のほか、経済的に困難な場合に活用できる制度等

● 日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】

概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内（一定の要件に該当する場合は、450万円まで）の貸付を行うものです。利息は年1.68%（固定金利）です。

申込時期：随時

問合せ先：日本政策金融公庫（<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>）

● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【学生アルバイトを含む、休業手当を受けることができなかった中小企業の労働者】

概要：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給を行うもので、学生アルバイトも支援対象となります。また、時短営業等で勤務時間が減少した場合や、シフト日の減少など月の一部分の休業も対象となります。（就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。）

対象：中小企業は、令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月までに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業、大企業はシフト制労働者等（※1）であって、令和2年4月1日から6月30日まで、令和3年1月8日（愛知県は令和2年11月29日、岐阜県は12月18日など）から解除された月の翌月までの間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業

申込時期：労働者が事業主の協力を得て申請。申請の締め切りは、原則下記の通りです。

企業	休業した期間	締切日
中小企業	令和2年10月～12月	令和3年5月31日
	令和3年1月～4月	令和3年7月31日
大企業	令和2年4～6月、令和3年1月8日（愛知県は令和2年11月29日、岐阜県は12月18日など）から4月まで	令和3年7月31日

○問合せ先：・厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)
・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
(電話 0120-221-276 受付時間：月～金 8:30～20:00/ 土日祝 8:30～17:15)

● 生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付）【幅広い世帯の方】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための、10万（条件に該当する場合は20万円）以内の貸付を行うもの。

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

申込時期：随時（※令和3年6月末まで）

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999

受付時間：9:00～17:00（平日のみ）

※ 緊急小口資金のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、単身世帯は月15万円、2人以上の世帯は20万円以内を貸付上限額とした無利子の貸付を行う総合支援資金があります。

● 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額6.5万円以内（大学の場合）を無利子で貸付を行います。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内の貸付を行うものです。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

※生活福祉資金貸付制度：厚生労働省HP

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)

● 母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・42万円以内（公立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月10.85万円以内（公立大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

申込時期：随時

問合先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

※ひとり親世帯関係施策：厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshikatei/index.html)